

令和元年第 2 回

天山地区共同環境組合議会
定例会会議録

令和元年 8 月 20 日

天山地区共同環境組合議会

令和元年第2回天山地区共同環境組合議会定例会会議録 目次

定例会会期日程	1
定例会付議事件及び議決結果表	2
8月20日(火)	
出席議員	3
欠席議員	3
本会議に出席した事務局職員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
議事日程	4
開 会	5
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 副議長選挙	5
日程第3 議席の指定	6
日程第4 会期及び議事日程の決定	6
日程第5 会議録署名議員の指名	7
日程第6 議案第3号 天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例	7
提案理由説明	7
議案に対する質疑	8
討 論	9
採 決	9
日程第7 議案第4号 平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出 決算の認定について	9
提案理由説明	10
議案に対する質疑	13
討 論	13
採 決	14
日程第8 議案第5号 令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第1号)	14
提案理由説明	14
議案に対する質疑	15
討 論	15
採 決	15
日程第9 報告第1号 平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について	15
報告内容説明	16
報告に対する質疑	16
議決事件の字句及び数字等の整理	16
閉 会	17

令和元年 第2回天山地区共同環境組合議会定例会 会期日程

会 期 令和元年8月20日 1日間

日 程

日次	月 日	曜日	開議時刻	議 事 内 容
第1日	8月20日	火	午前10時30分	開会 仮議席の指定 副議長選挙 議席の指定 会期及び議事日程の決定 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討論 採決 閉会

令和元年第2回定例会付議事件

○ 選挙（8月20日提出）

選挙第1号 副議長選挙について

○ 管理者提出議案（8月20日提出）

議案第3号 天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例

議案第4号 平成30年度天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 令和元年度天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）

報告第1号 平成30年度天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年第2回定例会議決結果表

議案番号	議案名	議決月日	議決結果
選挙第1号	副議長選挙	8月20日	指名推選 (野北 悟)
議案第3号	天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例	8月20日	原案可決
議案第4号	平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月20日	原案可決
議案第5号	令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）	8月20日	原案認定
報告第1号	平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—

令和元年8月20日（火曜日） 午前10時30分 開会

出席議員

1 番	野 北 悟	2 番	谷 田 信 二
3 番	玉 島 広 司	4 番	荒 瀬 弘 之
5 番	古 賀 公 彦	6 番	岸 川 英 樹
7 番	光 岡 実	8 番	上 瀧 政 登

欠席議員

なし

本会議に出席した事務局職員

事務局次長兼係長	福 元 光 弘
事務局係員	筒 井 清 貴
事務局係員	高 木 栄 太

地方自治法第121条により出席した者

管 理 者	横 尾 俊 彦
副 管 理 者	江 里 口 秀 次
会 計 管 理 者	田 代 健 二
事 務 局 長	舩 津 公 雄

令和元年 第2回天山地区共同環境組合議会定例会 議事日程

会 期 令和元年8月20日 (火曜日) 1日間
 午前10時30分 開会
 小城市役所 西館2階 2-6会議室

議事日程

日程番号	議案番号	議 事 内 容
		開会
日程第 1		仮議席の指定
日程第 2	選挙第 1号	副議長選挙
日程第 3		議席の指定
日程第 4		会期及び議事日程の決定
日程第 5		会議録署名議員の指名
日程第 6	議案第 3号	天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例
日程第 7	議案第 4号	平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 5号	令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第1号)
日程第 9	報告第 1号	平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
		閉会

午前 10 時 30 分 開会

○議長（上瀧政登君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は 8 名です。

定足数に達しておりますので、令和元年 第 2 回天山地区共同環境組合議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

今回、多久市議会議員の改選がありました。組合規約第 8 条において、組合議員の任期は、当該関係市の議会の議員及び副市長としての任期によるとあります。

多久市の 2 名の議員におかれましては、令和元年 5 月 10 日付で、新たに組合議員に選任されましたので報告いたします。

< 仮議席の指定 >

○議長（上瀧政登君）

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。議事の進行上、仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

< 副議長選挙 >

○議長（上瀧政登君）

次に先程も申しましたように、多久市議会議員の改選により、副議長の欠員が生じておりますので、これより日程第 2、選挙第 1 号「副議長選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

天山地区共同環境組合議会の副議長には、野北 悟 議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました、野北 悟 議員を天山地区共同環境組合議会の副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

異議なしと認めます。よって、野北 悟 議員が天山地区共同環境組合議会の副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました、野北 悟 議員が議場におられますので、本席から天山地区共同環境組合議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。ここで、副議長に当選されました 野北 悟 議員に、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（野北悟君）

この度、再度副議長となりました野北です。天山地区共同環境組合というのは、異なる 2 つの自治体が共同で行っている事業でございますので、ごみ処理事業に対してお互いの自治体が納得いくような議論ができる議会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上瀧政登君）

ありがとうございました。

<議席の指定>

○議長（上瀧政登君）

日程第 3、「議席の指定」を行います。議席は天山地区共同環境組合議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

<会期及び議事日程の決定>

○議長（上瀧政登君）

日程第 4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会における会期は、本日 8 月 20 日の 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 8 月 20 日の 1 日間と決定いたしました。会期中の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長（上瀧政登君）

日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において、議席2番 谷田議員、議席3番 玉島議員を指名いたします。

<議案上程> 議案第3号

○議長（上瀧政登君）

日程第6、議案第3号「天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例」を議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（上瀧政登君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

本日ここに、令和元年第2回天山地区共同環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご参集賜り御礼申し上げます。それでは、これより提案いたします議案の提案理由説明をいたします。

議案第3号の「天山地区共同環境組合 廃棄物の処理に関する条例」でございますが、一般廃棄物処理施設において受け入れる廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（船津公雄君）

議案第3号の「天山地区共同環境組合廃棄物の処理に関する条例」についてご説明申し上げます。本条例は、処理対象廃棄物、搬入者の範囲、受入基準、搬入の制限、廃棄物処理手数料等について規定しております。

第4条処理対象廃棄物は、構成市である多久市及び小城市の区域から排出される、一般廃棄物のうち可燃ごみであるものと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により処理することができる産業廃棄物のうち規則で定めるものを処理対象廃

棄物としております。

第5条搬入者の範囲は、関係市の直営及び委託により廃棄物の収集運搬をする者と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可を受けている者と、関係市の区域の事務所又は事業所から排出される廃棄物を自ら搬入する者とそのほか、管理者が特に必要と認める者としております。

第6条受入基準は、規則で定める処理対象物の受入れに関する基準に従わなければならないこととしております。

第7条搬入の制限は、関係法令、条例又は規則に違反したときや、受入基準に従わないときには、搬入を制限することができるとしております。

第9条廃棄物の処理手数料については、3ページ別表のとおりでございます。構成市の現在の手数料等を考慮し、決定したところであります。

犬、猫等の死体の処分を除く処理対象廃棄物の処分手数料を税抜で100キログラムまで700円、100キログラムを超え150キログラムまで900円、150キログラムを超える部分については、50キログラムにつき、460円と定めるものであります。また、犬、猫等の死体の処分は、1体につき税抜で370円と定めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

5番（古賀公彦議員）

○5番（古賀公彦議員）

一般廃棄物の受け入れで、管理者が特に必要と認める者とはどういうものか。

受け入れの制限というのは、おおよそどれくらいといった記載は必要ないか。

○事務局長（船津公雄君）

災害廃棄物の受け入れや、特に必要が生じた時に受け入れるものであります。

受け入れの制限については、大きさなど持込みの制限をかけるようにしています。

例えば、草木等については、大きさを規定するといったことが想定されます。その分については、運用開始までに明文化したいと考えています。

○議長（上瀧政登君）

5番（古賀公彦議員）

○5 番（古賀公彦議員）

災害廃棄物についても、明文化し規定しておくということか。

○事務局長（船津公雄君）

必要が生じた時に、受け入れを認めるということになると考えています。

○5 番（古賀公彦議員）

はい。いいです。

○議長（上瀧政登君）

ほかに質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終わります。

○議長（上瀧政登君）

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（上瀧政登君）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

<議案上程> 議案第4号

○議長（上瀧政登君）

次に、日程第7、議案第4号「平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（上瀧政登君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

議案第4号の「平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、平成30年度の決算を調製して監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものでございます。

歳入につきましては、予算現額 18 億 9,879 万 3,000 円に対しまして、調定額が 18 億 8,934 万 6,527 円、収入済額も同額となっております。

歳出につきましては、予算現額が 18 億 9,879 万 3,000 円に対しまして、支出済額が 18 億 8,730 万 1,542 円、翌年度繰越額が 940 万円で予算現額に対する執行率は 99.4%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は、204 万 4,985 円で、全額を翌年度へ繰り越すこととしています。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（船津公雄君）

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをご覧ください。始めに歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金でございますが、予算現額 12 億 9,848 万 8,000 円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 12 億 9,848 万 8,000 円でございます。内訳としましては、構成市からの負担金収入で、多久市負担金が、4 億 5,031 万 6,000 円で、小城市負担金が、8 億 4,817 万 2,000 円でございます。

次に、3 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 国庫補助金でございますが、予算現額 5 億 567 万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 5 億 567 万円でございます。これは、国の循環型社会形成推進交付金で、平成 30 年度については、ごみ処理施設の建設工事費に対し、交付されたものであります。

次に、4 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 利子及び配当金でございますが、予

算現額 2,000 円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 1,504 円でございます。

次に、5 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金でございますが、予算現額 1,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 0 円でございます。

2 目 地域振興基金繰入金でございますが、予算現額 9,206 万 5,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 8,261 万 9,000 円でございます。

次に、6 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 前年度繰越金でございますが、予算現額 256 万 3,000 円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 256 万 3,934 円でございます。

次に、7 款 諸収入、1 項 預金利子、1 目 預金利子でございますが、予算現額 1,000 円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 1,095 円でございます。

2 項 雑入、1 目 雑入でございますが、予算現額 3,000 円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 2,994 円でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをご覧ください。

歳出につきましてご説明申し上げます。

1 款 議会費でございますが、予算現額 26 万 5,000 円に対し、支出済額が 19 万 5,689 円となっており、不用額は 6 万 9,311 円でございます。

主な内容といたしましては、1 節 報酬 で組合議員の皆様への報酬のほか、9 節 旅費 で議会等への出席に伴う費用弁償でございます。

次に、2 款 総務費でございますが、予算現額 2 億 5,223 万 2,000 円に対し、支出済額が 2 億 4,118 万 5,853 円、翌年度繰越額として繰越明許費が 940 万円となっており、不用額は 164 万 6,147 円でございます。

主な内容といたしましては、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、

7 節 賃金で支出済額 99 万 8,400 円は、日々雇用職員の賃金でございます。

14 節 使用料及び賃借料で支出済額 107 万 2,300 円は、庁用車、複合機、パソコン、電話機のリース料などに支出した費用でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをご覧ください。

19 節 負担金補助及び交付金で 支出済額 1 億 1,281 万 3,920 円は、派遣職員である組合職員の人件費返戻金として多久市へ 1,541 万 2,066 円、小城市へ 1,475 万 3,146 円を支出した費用や、地域振興対策事業負担金として、多久市が実施する公共工事へ 8,097 万 9,000 円、地域振興基金補助金として、番所区の防災倉庫整備事業へ 164 万円などに支出した費用でございます。

25 節 積立金で支出済額 1 億 2,420 万 1,504 円は、地域振興基金積立金として、1 億 2,420 万円などに支出した費用でございます。

次に、翌年度繰越額として繰越明許費 940 万円は、19 節 負担金補助及び交付金で地域振興対策事業負担金を繰越しております。

次に、3 款 事業費でございますが、予算現額 16 億 4,599 万 6,000 円に対し、支出

済額が 16 億 4,592 万円となっており、不用額は 7 万 6,000 円でございます。

主な内容といたしましては、13 節 委託料で支出済額 2,462 万 4,000 円は、建設に伴う設計施工監理業務として 2,278 万 8,000 円や、建設に伴う監督員支援業務として 183 万 6,000 円などに支出した費用でございます。

15 節 工事請負費で支出済額 16 億 2,129 万 6,000 円は、施設の建設工事費でございます。

そして、5 款 予備費でございますが、充当はございませんでしたので、予算現額 30 万円に対し、支出済額が 0 円となっており、不用額は 30 万円でございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 18 億 8,934 万 7,000 円、歳出総額 18 億 8,730 万 2,000 円のため、歳入歳出差引額 204 万 5,000 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支額は、204 万 5,000 円となり、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、0 円でございます。

次に、財産に関する調書でございますが、13 ページをご覧ください。1 基金として、財政調整基金で決算年度末現在高が 27 万 3,190 円、地域振興基金で決算年度末現在高が 1 億 7,763 万 2,720 円でございます。

2 財産として、建設用地の土地で決算年度末現在高が 1 万 9,150 . 05 m²でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

説明が終了いたしました。

審議に入る前に、監査委員より決算審査について報告を求めます。

光岡実監査委員をお願いします。

<決算審査報告>

○監査委員（光岡実君）

それでは、私の方から平成 30 年度 天山地区共同環境組合一般会計 歳入歳出決算の審査報告をいたします。審査は、7 月 8 日に眞木監査委員と、歳入歳出決算書及び関係書類等を慎重に審査し、必要に応じて関係者の説明を聴取して、審査を行いました。

その結果、計数は証書類と符合し誤りはないと認められました。なお、予算の執行状況につきましても、適正なものと認められました。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（上瀧政登君）

監査委員から決算審査報告が終了しました。
これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。
5番（古賀公彦議員）

○5番（古賀公彦議員）

使用料及び賃借料の高速料金1万8,000円とあるが、詳細を説明してください。
それと、職員手当等の時間外手当については、何名分のものか。

○事務局長（船津公雄君）

使用料及び賃借料の高速料金1万8,000円は、検査で山口県と福岡県へ行った高速料金になります。職員手当等の時間外手当は、職員3名分になります。

○議長（上瀧政登君）

5番（古賀公彦議員）

○5番（古賀公彦議員）

高速料金について説明がありましたが、1回のみということか。

○事務局長（船津公雄君）

はい。

○議長（上瀧政登君）

ほかに質疑はありませんか。
（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。
これより討論に入りますが、討論はありませんか。
（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

討論なしと認めます。
これをもちまして討論を終わります。

○議長（上瀧政登君）

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号を認定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（上瀧政登君）

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり認定されました。

<議案上程> 議案第5号

○議長（上瀧政登君）

日程第8、議案第5号「令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（上瀧政登君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

議案第5号の「令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,488万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35億 2,873万 2,000円とするものであります。

この補正は、多久市が実施する地域振興対策事業負担金の増によるものであります。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（船津公雄君）

議案第5号の「令和元年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入ですが、第5款 繰入金で地域振興基金繰入金として4,488万 8,000円を増額しております。これは、処理施設周辺地域の活性化を図るため、積み立てている地域振興基金より繰入を行うものです。

次に6ページの歳出ですが、第2款 総務費の負担金補助及び交付金で、地域振興対策事業負担金の増として、4,488万8,000円を計上しております。これは、多久市が実施する公共工事に係る負担金であります。内容といたしましては、主に市道小侍・東原線付替え工事費でございます。また、その工事に伴い、水道管や電柱の移設が必要なことから、その費用を含めて計上させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（上瀧政登君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（上瀧政登君）

討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終わります。

○議長（上瀧政登君）

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（上瀧政登君）

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

<報告上程> 報告第1号

○議長（上瀧政登君）

日程第9、報告第1号「平成30年度 天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

＜報告内容説明＞

○議長（上瀧政登君）

ただいま議題といたしました報告について、内容説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

報告第1号の「平成30年度天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございますが、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、平成30年度天山地区共同環境組合一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したもので、同条2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（船津公雄君）

報告第1号平成30年度天山地区共同環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告書について、ご説明申し上げます。

議会定例会議案と書いてある冊子の7ページをお開きください。

本件は、本年第1回定例会において可決決定いただいた繰越明許費に係る平成30年度から令和元年度に繰り越した歳出予算の経費について報告するものであります。

繰り越し事業は、1件あり、地域振興対策事業負担金であります。繰越額の総額は繰越明許費と同額の940万円となっております。

繰り越し事業に係る財源につきましては、未収入特定財源その他940万円になります。なお、未収入特定財源その他とは、地域振興基金であります。

以上で、報告第1号についての説明とさせていただきます。

○議長（上瀧政登君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上瀧政登君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

以上で、報告第1号、を終わります。

○議長（上瀧政登君）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会におきまして、議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整

理を必要とするときは、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（上瀧政登君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和元年第 2 回天山地区共同環境組合議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

午前 11 時 10 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和元年 8 月 20 日

天山地区共同環境組合

議 長 上 瀧 政 登

署名議員 谷 田 信 二

署名議員 玉 島 広 司